

装備品たる車両の訓練用品への区分換要領について（通達）

昭和 43 年 1 月 5 日
陸幕武第 2 号

改正 昭和 53 年 1 月 13 日陸幕監理第 1 号 平成 10 年 3 月 26 日陸幕武化第 172 号
平成 19 年 3 月 28 日陸幕法第 61 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号
平成 30 年 3 月 14 日陸幕法第 104 号

陸 上 総 隊 司 令 官
各 方 面 総 監
各 部 隊 長 殿
各 機 関 の 長

陸上幕僚長の命により
総務課長

（例規 75）

装備品たる車両の訓練用品への区分換要領について（通達）
標記については、昭和 43 年 2 月 1 日以降下記により実施されたい。

記

1 区分換を申請することができる車両

分任物品管理官が陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊第 71—5 号。以下「達 71—5」という。）第 19 条に基づき、装備品たる車両を訓練用品に区分換の申請をしようとする場合は、「装輪車両の不用決定等処理要領について（通達）（例規 75）」（以下「不用決定等処理要領」という。）（陸幕武第 794 号、42.11.24）第 2 項第 4 号（ア）に定める廃車予定車両（以下「廃車予定車両」という。）に該当するものについて行う。

2 区分間申請手続き

前項の申請手続きは、「達 71—5」第 19 条による。この場合、区分換申請書の「区分換の理由」欄に「訓練用品へ転用」と記入し、審査資料（様式別紙）並びに「不用決定等処理要領」により補給処長から送付された装輪車修理適格性調査表及び修理費見積表を添付する。

3 処分要領

- （1） 陸上幕僚長は、区分換の申請を審査し、その結果を申請者（区分換を承認した場合は補給統制本部長を含む。）に通知する。
- （2） 前号の通知を受けた申請者たる分任物品管理官は、承認日付をもって管理簿の区分換整理を行い、当該車両のほろ、蓄電池、タイヤチェーン、携行工具及び消火器は通常後送する。

- (3) 第1号の通知を受けた補給統制本部長は、自衛隊の使用する自動車の番号、標識及び保安検査等に関する達（陸上自衛隊達第95—2号）第9条に定めるところにより、承認日付をもって自動車番号の廃止を行う。

4 その他

- (1) 廃車予定車両を保有しない分任物品管理官が訓練用品たる車両を必要とする場合は審査資料（様式別紙）を添付し、順序を経て、陸上幕僚長に申請する。
- (2) 陸上幕僚長は、前号の申請を審査し適当と認めた場合は不用の決定を申請中の廃車予定車両のうちから、訓練用品に区分換すべき車両を指定し、前号の申請者及び当該車両に係る不用の決定を申請した者並びに補給統制本部長にその旨通知する。
- (3) じ後の処分要領については、第3項第2号及び第3号に準ずる。

審 査 資 料

補給整備コード番号		品 目 名		申 請 数	
使 用 部 隊 等 名					
使 用 目 的					
必要とする理由					
現 保 有 数					
そ の 他					

備考：ほろ、蓄電池、タイヤチェーン、携行工具等の取得を希望する場合は、その他の欄に必要とする理由、数量等を記入すること。